

イエー・アー・コローヴィン「過渡期の国際法」 (一九二九年)

山内, 次雄

<https://doi.org/10.15017/14523>

出版情報 : 法政研究. 2 (1), pp.185-206, 1931-12-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



E. A. Korwin, Das Völkerrecht der Uebergangszeit. 1929.

山 内 次 雄

一、はしがき

Korwin, Das Völkerrecht der Uebergangszeit は一九二九年ベルリンに於て、*Internationalrechtliche Abhandlungen* (Begründet von Peter Klein + und Herbert Kraus) の第三篇として出版された。譯者は I. Robinson-Kannas である。原著は一九二五年モスコ―國立出版所發行のロシア版第二版（初版は一九二四年）で、獨逸版のために數ヶ所書き加へられた部分がある。著者イエー・アー・コロヴァインはモスコ―第一國立大學で國際法を擔當してゐる。彼の勞作としてはこの他に「最近の國際諸條約及び諸決議・モスコ―、一九二五」「現時國際公法・モスコ―、一九二六」其他多數の論文がある。

歐洲大戰は世界の社會關係一般に一大轉換を齎らした。この事は何人も知り且つ承認する所である。經濟は自由競争より世界トラスト形成への一步を踏み出したし、國際政治はこの世界經濟の狀勢を反映して國際政治權力の組織への道を進んでゐる。國際法の法典化の試みは正にこの經濟的政治的情勢の反映、又はかゝる傾向の固定

化の試みとして現はれる。更に注目すべき事は資本主義國家ロシアの崩壊と社會主義國家の成立である。現在の國際法は世界經濟の發展の方向と社會主義國家存在の事實の二つの力に依つて作用されつゝ、特定の方向に推進されつゝある。コロヴァインのこの著書はこの二つの力の一方を認識するための入門書なるであらう。

コロヴァイン自身次の如くこの著書の任務を規定してゐる。「この著書は科學的に國際法を研究し、或は國際交通の領域に於て實際に活動し、現在の國際法の基礎を信頼し、且つ現在の瞬間の必要に應じてそのより深い認識、入らうとする人々の入門書として役立つことを任務としてゐる。又この勞作の對象は決して歴史的諸事實の聚集——それ自身も亦價值多きものには違ひない——でもなければ、又その分析的研究でもない。著者の目的と任務とは、國際法の研究者に對して一の新たなる、サヴェートロシヤの認識と把握と理論的經驗とに基づく、新しい資料事實の扱ひ方を報告するにある。」（ロシア版第二版序文）

又社會主義國家の國際法理論を知ることには更に資本主義世界の國際法乃至國際法學の吟味批判のために最も鋭利なメスとなる。是迄マルクス主義の立場からは一度も吟味されなかつた國際法學の批判が、この書に依つて試みられたといふことについては、——假令この事の故に國際法の一般理論や方法論に於て多少の誤謬乃至疑問の餘地を残してゐる憾はあるにしても——國際法理論の新轉回のために重大な意義が賦與さるべきである。紹介に入る前に一應本書の内容乃至體系の大體の構成を見るために目次を引用しやう。

ロシア版第二版への序文

ドイツ版への原著者の序文

編輯者の序文（ヘルベルト・クラウス）

第一章 サヴェート法學の體系中に於ける國際法

第二章 國際關係の歴史に於ける過渡期の國際法

第三章 過渡期の國際法の概念と方法

第四章 國際法の主體としての國家

第五章 國際交通の機關

第六章 國際條約

第七章 戰爭法の基本問題

第八章 結論

二、序論的部分

紹介に際して、私はこの叙述の全部を「序論的部分」と「國際法上の諸問題」の二部に分かつたと思ふ。「序論的部分」には第一章乃至第三章を、「國際法上の諸問題」には第四章乃至第七章を包含せしめる。前者に於ては國際法の基礎付、基礎概念、國際法學の方法論、等に關する基本的な問題が取扱はれる。後者に於ては現在の國際法の主要問題、變化したる世界經濟乃至政治情勢に應じて變更さるべき諸問題の見方、即ちそれらの問題を取扱ふべき視角を實際の諸問題を取上げて明かにしやうと思ふ。以下私は成るべくコロヴィンの叙述の仕方を用語を變更しない様に注意しながら紹介しやうと思ふ。

第一章「サヴェート法學の體系中に於ける國際法」。サヴェート法學は是迄國際法に對して特定の地位を與へてゐなかつた。しかし對外關係、即ち帝國主義諸國との關係が干涉封鎖の戰爭狀態から正常なる狀態に移つた現在、そこには國際法が発生しなければならぬ。「團體あるところには法あり」ミ云ふ諺はこゝにも妥當する。新しい國家社會形態を創造したサヴェートロシヤのプロレタリアートは決して破壊のための破壊を享樂したのではなく、あらゆる領域に於て彼等は過去の遺産を全然破壊することなく、それを現在及び將來の必要に應じて創造的に「改造」したのであつた。國際法の領域に於てもこの意味に於て新しい國際法が基礎付けられる。過渡期の國際法は即ちそれである。過渡期の國際法はこの「改造」の意味に於て成立する。

第二章「國際關係の歴史に於ける過渡期の國際法」。最近迄の國際法の歴史を回顧すれば、第一に經濟的文化

的或は其他の理由に依て、社會的諸形態が、個人乃至國家から成長して、漸次により大きな形のものにまで擴大しつゝ、あることを知り得る。この事から或國民の國家生活を規定する同じ要素が、その國際的表現の性質をも色々に規定してゐることが分る。しかし最近では國家以外の他の諸主體が參加してゐるから、國際生活を規定する秩序は此等の幾多の要素の有機的協働の結果として表はれてゐるが、しかもそれらの諸要素の中で最も重要なものは諸國民の國家生活である。又全く異なる發展段階の國民に固有な國家的並びに國際的生活の二傾向——排他性・權威性——が國際法的諸形態の創造を阻げてゐた事も明かである。是等は自然經濟的封建的封鎖や世界帝國建設のための遠征侵略の時代に於て現はれた。しかし野蠻君主國がローマ帝國に對立し、國王が法皇に對して抗爭し始め、宗教改革がカトリックの城砦を破壊した時、民族復興のスローガンが兩大陸の地圖を變更し始めた時、初めて國際法が發生し成長したのであつた。「國際法は國際的諸力の鬭爭・抗爭が存在する所『諸國間の均衡』が支配してゐる所に於てのみ發展したし、又發展してゐる」(五頁)。

この見地から國際關係の現段階を見れば、二十世紀の初頭は國際法の没落を意味してゐる。政治經濟の實際は未曾有に國際的ではあつたが、この國際主義は、即ち資本主義の最後の段階としての帝國主義は、その不斷の擴大、植民地及市場の掠奪、金融資本の寡頭支配、國際トラストの獨占、過渡的段階(勢力範圍、植民地的及半植

民地的世界分割、列強の協調)を伴ふ世界國家及世界トラストのイデオロギーに於て根本的に反國際法的である。之に反して社會主義國家の出現は國際法の新紀元の開始を意味してゐる。何故ならば、サヴェートロシヤの國內的國際的政策の原則はすべての小數民族及び弱小國家の權利の承認と尊重に基いてゐるからである。又他の一方に於て社會主義國家の存在は、それとブルジョア諸國との關係を法的に規定し特殊な國際法秩序を創造する必要に迫らしめるからである。こゝに過渡期の國際法が現はれる。然らば一般國際法と過渡期の國際法との關係は如何。現在「一般的」な國際法は存在しない。所謂一般國際法とは歐洲諸列強間の關係を規定するブルジョアデモクラシーの國際法を意味する。一般國際法は要するに、アメリカ國際法、少數民族に關する國際法、植民地國際法等と同じく一の特殊國際法に過ぎない。即ち是等諸々の特殊國際法はそれぞれ別の根據に依つて規定されてゐる。過渡期の國際法も正にそれと同じ意味に於て特殊國際法として成立してゐる。従つて一般國際法も過渡期の國際法も何れも同じく一の特殊國際法に過ぎない。この多元的構成は決して恣意的なものではない。それは現段階の客觀的狀勢、個々の國家的資本主義的諸體制間の超帝國主義的努力と異常なる對立とを伴ふ、現在の全經濟を反映する所のものである。

第三章「過渡期の國際法の概念と方法」。特定の時代の國際法の體系を研究するに際して先づ當面する問題は

國際法の基礎概念である。「この問題はその抽象性にも拘らず、大なる現實的意義をもつ、國際法學のあらゆる根本問題の種々なる構成はこの問題の解決にかゝつてゐる。」（九頁）通説の云ふ所はウルマンやマルテンスに従つて次のテーゼで表はすこゝが出来ゐる。「國家間の法即ち國際法の唯一の基礎は實に諸國民の社會生活の現象に存してゐる。この現象は二群の基本的利害關係に歸し得る——即ち智的要求（廣義の精神的要求）と經濟的利害關係（狹義の物質的要求）。しかしこの兩者は決して相互に排他的のものではない。」（九頁）前者即ち觀念的結合は特殊の評價の共通性即ち法的倫理的的政治的確信の一致を前提してゐる。然らば社會主義國家と他のブルジョア國家との間に法的倫理的的政治的領域に於ける觀念的統一が可能であるか、又如何なる範圍に於て可能であるか。原則としては兩者の間には觀念的統一は存しない。しかし全人類の秩序の價值の承認に基づく部分的な法的交通は可能である。物質的利害關係に基く國際的結合については更に二つの類型に分けねばならぬ。（一）技術的類型的國際的關係。社會主義的秩序が技術の極度の強度化と不可分の關係にある以上是等の事項に關する技術的協定は充分價值あるのみならず、經濟的計畫に於ける社會主義的建設の實現のためには基本的前提として新なる深遠なる意義を有つものである。（二）社會的内容を有つ物質的利益の分界に關する國際法關係、通商條約はその通例である。その實質的内容に於ては兩當事者は全然反對の立場にある。それにも拘らず是等の條約が幾

分かの妥協に依つて締結されるのは現在の國際通商の無制限の要求、過渡期の經濟の不可避的結果のためである。従つてその條約の内容はその時々の方々の政治的要求に従つて色々に決定されるのである。

過渡期の國際法の方法について。過渡期の國際法に於ても公法の方法が適用される。それはマルクス主義的方法である。「再生せる自然法」の思潮は小ブルジョア層の政治思潮であり、平和主義の理論は支配階級中の戦争の「超利潤」の分配に與らなかつた分子の利益を代表するものである。更に方法については、學者が現代の國際法の理論や制度や規範を瀚過改鑄して過渡期の國際法學の骨組を組立てるために用ひる「技術的方法」が最も興味ある且つ重要なものと思はれる。次の四つがそれである。(一)法除外の方法、過渡期の國際法に於ては從來の法規は一部分消滅して他の秩序に席を譲つてゐる。(二)命令的選擇の方法、從來の法律學に於ては、種々の理論の中から相對的に選擇するの自由が保障されてゐたが、社會主義的法意識は命令的選擇を要求してゐる。(三)修正の方法、從來の法律は必要に應じて改正され増補される。(四)對立の方法、舊き規範は新しき規範に依つて否定される。

最後に法源に就て。「法源」なる言葉は二つの意味に用ひられてゐる。廣義に於ては法創造的要素、狹義に於ては法規範の認識形式である。第一の意味に於ては從來自然法學派歷史學派理想主義學派の三つの流れがあつた

が、自然法の理論は小ブルジョア的であるのみならず超階級的な全人類の理想法を云々するが故にマルクス主義の立場からは無意味であり、理想主義の理論も無意味な道德性や直觀的法的體驗を取上げてゐるが故に排斥されねばならぬ。國際法は要するに「社會的發展の最後の段階の所産であり、又集合的に組織されたる人間社會の複雑な歴史過程の表現なのである」(二三頁)。この意味に於ては過渡期の國際法の立場からは歴史學派が最も現實的のものに考へられる。勿論「國民精神」は「集合的(大衆)心理」に依つて置換へられねばならぬ。第二の意味に於ては法源としての慣習と條約の關係が問題になる。一般國際法に於ては慣習は條約に上位し、過渡期の國際法に於ては條約が無制限に支配する。この場合條約と協約の區別は明かにされねばならぬ。一般國際法に於ては集合的協約は契約的形態の條約を驅逐しつつある。之に反して過渡期の國際法に於てはその反對の過程が認められる。一方個々のブルジョア國家とサヴェートロシヤとの間には特殊條約が不斷に生れつつあり、他方世界的協調の試は常に失敗に終つてゐる。この事は「資本」のインターナショナルが「解放されたる勞働」の世界の妥協を發見する可能性を認め得る時期に到つてゐない事を示めすものである。

三、國際法上の諸問題

第四章「國際法の主體としての國家」。先づ國家の概念は從來の學者に依つて法人格として規定された。しか

しかゝる國家觀念は「頭から足の先まで階級獨裁の原則の上に構成されてゐる國家には適用」（二七頁）されな
い。少くも過渡期の國際法に於ては國家は階級支配の機關として把握されねばならぬ。「現代國家の階級機構
の理論はサヴェートロシヤの公認學說でもあり、從つて共和國の國家的建設に於てもその國際的關係の場面に於
てもその政府に依つて實行されるのである。」（二九頁）然らば國際法上の主體は國家のみに限られるか。この問
題は過程的に把握されねばならぬ。即ち生來的の法主體はない、昨日迄の法客體が今日の法主體となるのであ
る。國際法の主體に民族や個人を數へる學者も今日決して少くない。しかしこゝでは「過渡期の法に對して利害
關係をもつ國際的要素、就中勞働者の國際團體に問題を限る」（三三頁）。國際的プロレタリアートは常に忠實な
るロシヤの同盟者であつた。ロシヤは試練の數年間屢々ブルジョア諸政府の頭を越えて國際的プロレタリアート
に呼びかけた。殆んどすべての國のプロレタリアートは強く且組織的にこの呼かけに答へた。「昨日まで無力で
あつた國際的プロレタリアートは今日では國家機關の活動を無力ならしむる力を自己の内に充分に見出したので
ある。明日はそれを自己のために働かせ得るであらう。」（三三頁）今や從來の唯一の獨占者たる國家の傍に、
後繼者として又は競争者として博愛主義的團體、世界トラスト、プロレタリアートの黃色及び赤色の、黨及び組
合の國際的組織、其他の無數の委員會や聯盟等が表はれてゐる。「未來の國際法の歴史は彼等のものである。」

(三三頁)　しかし現在では尙ほ主權國家に最も廣汎な活動範圍が残されてゐる。

従つて次に主權が問題にされる。從來の主權理論には二つの傾向があつた。一は絶對性無制限性の主張、他の一は非傳來性の主張である。「後者即ち主權を Selbstbestimmung の意味に解する理論は、この語の本來の歴史的意義 (le roi ne tient de nully hors de Dieu et de lui) にも現代の要求にも適してゐるを考へられる。この見解からすれば主權は民族國家の現在に於ては結局『民族自決』の概念と一致する。」(三四頁)　民族自決はベルサイユ條約に於ても問題にされたが、それと對蹠的地位に立つものとして、ロシヤミトルコ、ペルシヤ等との間の諸條約が取上げられる。この二つの條約の對比から次の結論が生れる。「是等の條約は註釋を待たずとも次の事を明かにしてゐる——一方は『選ばれたる者』の主權と命令的後見から委任統治に至る迄の弱者の壓迫を、他方は主權の原則の尊重を。」「ヨーロッパ國際法の一般的發展過程が主權概念の否定の方向にあるに反して、サヴェートロシヤは『古典的』主權の理論のチャムピオンとして登場すべき任務を有つてゐる。」(四二頁)　かくの如き主權理論から次の諸問題が提出される。特殊な問題としてはサヴェートロシヤの主權の擁護に關する種々の特殊問題へのサヴェート政府の参加、一般的問題としては國家の平等權、仲裁々判、多數決の原則、國際聯盟等がそれである。主權と最も密接な關係を有するものとして干涉の問題がある。從來の理論は過渡期の國際法

に於ける干涉の問題を解決し得ない。聯合諸國のサヴェートロシヤに對する干涉の歴史を見れば、それは國際的領域に於ける階級鬭争の歴史である。過渡期の法意識に於ては條約の制限外に於ては對立する二つの世界の相互關係は通常階級鬭争の形をこる。従つてロシヤの勞働者は聯合國の干涉に對しては強い否定の態度をこつてゐるが、それは決して階級鬭争の手段としての干涉の否定ではない。それは特定の條件の下に於ては最も有意義な進歩的な手段となり得るのである。しかしそれが聯合國の手中にあつてロシヤに對して用ひらるる場合には退歩的な意義しか有ち得ない。資本主義諸國の干涉は「歴史の車輪を止め、社會的力の發生と運動を妨げやうとする無意味な企圖であり、生きたものを捕へやうとする盲者のあがきである。」（五三頁）

第五章「國際交通の諸機關」。先づ外交使節に付て最も特徴的の點は「使節の階級」の廢止である。外國に派遣されたるロシヤの代表は統一的に「サヴェートロシヤ全權代表（ボルズレツド）」と呼ばれ、外國の使節はその呼稱の如何に拘らず平等の權利が認められる。何故ならば國際使節は決して、偶像化された國家人格の代表ではなくして、正に國內の支配階級の代表だからである。更に外交使節の特權（荷物郵便物等に關する）の制限の規定がある。それは外交使節の特權に對して手段的價值しか認めない考へ方の現はれである。最後に秘密外交の放棄も又一つの特色である。それは「特權階級が幾千萬の國民大衆の財布と生命をかけて秘密に條約を締結す

ることを不可能ならしむる法律的制限を作り出す」ここに依て、即ち「形式的政治的楔機の代りに實質的法律的楔機を前面に推し出す」（五九頁）ここに依て保障されてゐる。次に領事に關しても「階級」は廢止されてゐる。通商問題に關する事項は通商代表の權限内のものとして領事の管轄事項から取除かれて居り、領事裁判に關する規定もなく、又滞在國のブルジョアジミの交通の緊密度に關する規定が存在してゐるこゝ等はロシアの領事規程の特色である。この規程は領事が全權代表の技術的な共働者としてのみならず、同時にサヴェートロシヤの國境外にあるプロレタリアートのサヴェート組織の基本細胞としての任務を有してゐることを示めてゐる。最後に通商代表に關して。通商代表は外務人民委員會の機關であり、同時に全權代表の一つである。その職務は行政的のものゝ通商に關するものゝ兩者に股つてゐる。それはブルジョア國家の經濟使節は全然性質を異にする。通商代表は調査報告の機關としてではなく、「通商する國家」の行政機關としての任務を有つてゐる。

第六章「國際條約」。サヴェートロシヤの條約締結の歴史的考察に際しては先づ次の如き發展段階が區分される。第一期——この時期に於ては條約は全然通常の國際條約の性質を有つてゐない。「暴力に掠奪」の行爲以外の何ものでもない。第二期——邊境國家との平和條約西歐諸國との間の抑留人民及び俘虜の交換に關する條約が締結された。そこでは兩當事國の双方的な義務、平等なる權利が規定され「國際法の規定に準つて」締結されて

る。第三期——サヴェート權力の確立、サヴェート政府の事實上の承認、ブルジョア諸國との條約によつて經濟的關係を結ばんとする試みの時期である。従つてこの時期に於て初めて正常なる國際關係に入つた。

一九二一——二三年の西歐諸國との、一九二〇年の邊境諸國との、一九二〇——二三年の東方諸國との、一九二四——二五年の伊日獨との諸通商條約の歴史的考察は次の結論を導き出す。「戰時共產制より新經濟政策への過渡によつて特徴付けられるサヴェート同盟の國民經濟の發展は、最惠國條款の適用の限界を廣めてゐる。しかし最近の變遷を見ても尙、單に形式的な性質を多分に有してゐる。外國及びその國民の利益となり、且つ同時に出来るだけ自國の秩序に適應する様な制度の實現のための手段としての條款の本來の實質上の意義は、サヴェートの條約の實際に於ては、その完全な表現を見出さない。第一に屢々適用されてゐる無條件條款、第二に條文中に現はれてゐる無數の例外、第三に對外通商の獨占、それはサヴェート經濟を絶對的最惠國條款に云ふ自動的に開かれる門戸からの外國資本の侵入に對して防衛する所の、法律的バリカーデである。」（九三頁）更に次の諸條約は種々の諸問題を提出する。サヴェート政府の *de facto* 及び *de jure* の承認に關する一九二一——二三年の西歐諸國との諸條約、帝國主義反對の民族運動に對するロシアの態度を明示した東洋諸國との諸條約、一九二六——二七年の邊境諸國との不侵害及び中立に關する保障條約、鐵道電信電話運輸等に關する純技術的條約、

最後に外國の私的團體との條約（特に American Relief Administration—ARA との條約）。その最後の部類に屬する條約——主として救護事業に關する——は私的團體の法主體性を承認し、外交官の特權に關する治外法權の擬制を破り、それに手段的價值しか與へない等の點に於て注目し價するものの一つである。又最後に戰時共產制時代の方法によつて創られた條約はすべて、ロシアの平和的經濟的建設への過渡と共に「事實」の力によつてその對象を失つてゐる。

最後に條約の問題として *rebus sic stantibus* の原則に就く。換言すれば、變更したる條件の下に於てなされる條約關係からの一方的脫退の合法性の問題である。この問題に關するセルビヤミブルガリヤ（一九一三）、イタリヤミオストリヤ（一九一五）、ロシアミ支那（一九一九）の問題を見れば、條約關係からの脫退の動機の恣意性とその合法性の評価の不可能性を知り得る。何となれば實際の狀態及び變更の程度に關する双方の評価は一致しないし、又之を決定する權限機關も存在しないからである。*Clausula rebus sic stantibus* の問題はその内容から見れば、法律的なるもの、事實的なるものとの限界、即ち法律的なるもの、事實的なるものとの間の *Primat* の問題である。それは法律學の全領域の根本問題であり、事情變更の原則の問題はこの多面的問題の一面である。例へば刑法に於ける正當防衛、國法に於ける戒嚴等々、そこではすべての法律は生ける人間のために

存在するこの根據から「合法的違法」が成立してゐる。それは又一つの法秩序が非常時にはそれと全然反對の秩序に依つて代置さるゝことを意味してゐる。即ち正常なる法秩序の例外的法秩序による代置である。この問題は國際法の領域に於ても現はれる。過渡期の國際法と呼ばるる法律體系は、社會革命に依て變更されたる事情の下に於けるブルジョアデモクラシーの國際法に代置さるる法體系である。従つてブルジョアデモクラシーの國際法の下に締結されたる條約其他の法律關係はそれと同時に没落する。

第七章「戰爭法の基本問題」。我々のすべてが種々の程度に於て參加した帝國主義戰爭、軍備縮少の國際會議是等はすべて最も廣汎な人民層の注目を戰爭權力の制限の問題に向けしめてゐる。戰爭法の形式の遵奉を保障する唯一の方法は國家の武力の合法的行使である。従つて我々は現行戰爭國際法の根本原則は何であるかを見なければならぬ。一九〇七年のヘーグ會議、一八六四年及び一九〇六年のジュネーヴ會議及一九〇九年のロンドン會議は一九一四年の戰爭迄の戰爭法規の基本規定を構成した。ここではその諸の原則を吟味しやう。

先づ第一に戰爭に關する協約的規定の形式的價值が問題になる。だが如何なる理論も本質的な解答を與へない。「一方我々は、ブルジョア諸政府の署名によつても又形式的スコラステイークのモテーフによつても、課せられた義務(特に社會主義國家との關聯に於て)に對する忠實は保障されないことを、誰よりもよく知つてゐる

る。又他方、ヘーグ其他の戦争に關する協約は何人かの法制定の產物であり、十九世紀の慣習法の表現以上の何物でもないから、上述の意味に於ける *Clausula rebus sic stantibus* の形に於ける不可避免的な『社會革命ニ關聯する改正』を伴ふ限りに於て、サヴェートロシヤに於つても亦、その相對的價值が認められる。」（二五頁）次に戦争法の個々の原則の問題について。一、戦争の開始。通常ヘーグ會議の決議から戦争は宣戰に依つて開始される云ふ。しかし戦争の實際はこの原則を破つてゐる。違法的開戰の可能性はサヴィエートロシヤに於つては絶対に排除される。何となればかかる手段の唯一の *raison d'être* は特定の領土的目標に向けらるる攻撃的侵略戦争であるから。従つて又サヴェートロシヤは「平和のための闘争」のために屢々ヘーグ規範のための闘士の仲間入りすることゝ餘儀なくされる。二、戦闘員の概念。戦争は國家間の關係であり従つて國民はそれが國家機關たる場合のみ戦争の影響を受けるのである。戦闘員の概念は從來の教科書のステロ版であるが、一九一四年の戦争はこの理論に反して現在の戦争が大規模な經濟的國家的な企圖であることを示めてゐる。この事は非戦闘員の戦闘員化を促進する。そこでは戦闘員と非戦闘員の區別は意義を失ふ。「社會主義國家の唯一の戦争様式は階級の自己防衛であり、反對にブルジョア世界に於てはサヴェート國家への進軍であり、世界無政府の怪物、革命の英雄、ブルジョアの安寧の攪亂者に對する十字軍である。」（二四頁）従つて戦闘員乃至俘虜の概念に於て

對立を生ずるのは當然である。ブルジョア國家の支配階級はプロレタリア的人民層の手と肉とに依て戰爭を遂行する。サヴェートロシヤの眼からは彼等戰闘員達は勞農共和國の同胞である。彼等に對する攻撃は自己防衛の必要に出るものであり、彼等が武器を放棄するや否や、我々の任務は彼等に勞働者の國際的連帶の必要を説明することにある。之に反してブルジョア諸國はサヴェートロシヤの俘虜を如何に處分したか。三、戰爭の手段。第四回ヘーグ會議はその第二二——二八條に於て戰爭の手段に關する規定を設けてゐる。しかし世界大戰の經驗はこの規定の無力を示めてゐる。あらゆる學者政治家はこの問題の解決に努力してゐる。しかしワシントン會議（一九二二・二）もジュネーヴ會議（一九二五・七）もラテラノ會議の砲銃を禁止して戰爭の慘禍を除かうとする試を再び二十世紀に於て繰返へしてゐるに過ぎない。サヴェートロシヤは屢々戰爭手段の人道化のために闘つた。しかし絶對的高權や人道の見地から戰爭手段の緩和を主張したのではない。それはサヴェートロシヤの特質（階級の自己防衛）の結論なのである。それは明日の世界革命の主體にまで結成される所の勞働者農民の健康と生命のために主張されるのである。サヴェートロシヤの實際は、戰爭の手段に關して更に新なる問題を提供する。即ち被壓迫階級の革命的共働による兵站の破壊及び *Fraternisierung* の如き闘爭形態である。かゝる手段はドイツによつてフランスに對して用ひられた、例へばホフマン將軍はロシヤの革命的文献をフランスに送つて國內の攪

亂を企てた。しかし社會主義國家がこの手段を用ひるのはドイツのそれは全然異なる。破壊の物神崇拜を宣傳するのではなくて社會主義國家自身の存在根據たる基本原理の勝利を宣傳するのであり、既にその存在の事實、その印刷物の各頁、その法律の各條項、そのサヴェートの投票によつて煽動してゐるのである。サヴェートロシヤは經濟的平和的共同生活の利益のために、種々の妥協的條約に依つて發表の自由を制限されてゐるがために、戰爭が頂點に達するや否やこの本來の自由を再び要求し、敵の眼前にすべての搾取者の永久の公然の敵として、被壓迫民衆の味方擁護者としてマスクを脱いで現れるのである。四、占領。第四回ヘーゲ會議は第四三條に於て「國の權力が事實上占領者への手に移つた後、占領者は絕對的の支障なき限りは占領地の現行法律を尊重して成可く公共の秩序及び生活を回復確保するため施し得べき一切の手段を盡すべきである」と規定した。しかし露土戰役（一八七七）南阿戰爭（一九〇〇）日露戰爭（一九〇四）バルカン戰爭（一九一二）及び世界大戰の事實はすべてこの規定を破つてゐる。そしてそれらの事實をそのたびに、その戰爭の特殊性、その個有の目的の理由から正當付けやうとしてゐる。社會主義國家を問題とする場合次の事が問題にされねばならぬ。即ちサヴェート權力が占領者として表はれた場合、占領地に於ける搾取及びブルジョア的秩序の不侵害の義務を感じず、その労働大衆の社會主義的基礎に基く社會組織を援助した場合、それは不法行爲と見るべきか？ しかもその戰爭は特

殊な階級性を有してゐる。又ブルジョア國家によるその反對の過程も當然問題とされる。この場合社會主義的法的形式の同一性を前提するヘーグの戰爭法規は無用の規定となる。そこでは新しい規範が適用されねばならぬ。

五、中立の概念。二つの「永世中立國」の侵略に初つた世界大戰は中立の概念を根本から覆へした。諸の政府の悪い意圖ではなくして戰爭それ自身の性質が然らしめたのである。新たな性質をもつた現代の戰爭に於ては中立國はその利益のために屢々交戰國として現はれる。多くの中立國に對しては、經濟的政治的に結びつくために兩交戰國の何れかに援助を與ふべき、必然性が認められる。國際聯盟規約第一六——一八條は中立の領域を狭めてゐる。之に反してサヴェートロシヤは、その利益を犠牲にすることなくして、純粹な中立を主張することが出来る。如何なるブルジョア國家にも經濟的に密接な關係に立たないし、政治的には原則として抗爭の關係にあるから。ブルジョアジーが昂奮する「世界的問題」もサヴェートロシヤに對つては赤衛軍の一兵卒の血に値ひしない。太平洋を中心になき起される日米の抗爭に對しても、それ故に、ロシヤは嚴正中立の態度を保ち得るのである。

四、むすび

以上私はコロヴィンの著書の大略を叙述した。私は今之を嚴密に吟味し批判する餘裕と能力とを持ち合せな

い。只極簡単に二三の問題を提出してこの稿のむすびをしよう。

先づ叙述の仕方について、前述の如く本書の體系は從來の教科書の型を破つてゐる。章節の分け方は全然「平時」「戦時」の分け方を抛棄して居り、從來一章を構成してゐた戦争豫防法に關しては全然問題外におかれて居る。國際聯盟や國際司法裁判等は主權の問題の一つとして取扱はれてゐる。又彼に於ては「資料事實の新しい取扱方の報告」が目的である故にあらゆる問題について歴史的事實が先づ第一に擧げられてゐる。是等の點は本書の特徴であり、且つたゞそれが多少の誤謬を犯かしてゐるにしても國際法學の基本問題に關する重要な問題を提起する。

次に個々の問題の取扱方について、(こゝでは特に序論的部分について見やう)、先づ法の概念についてはローヴィンは不十分な理解しか有たない様に見える。この事は彼の國際法學の任務に關する理解を誤まらせてゐるし、「過渡期の國際法」を *intersowjetisches Recht* でなくしてブルジョア諸國との間の條約に規定せしめてゐる。彼が云ふ様にその概念が *conventionell* であるにしても、それが過渡法の性質を有つてゐることを云ふ事は理論としては誤りである。そこにはプロレタリア獨裁従つてプロレタリアのヘゲモニーの概念は全然含まれてゐないから。この根本的な誤謬が個々の問題の吟味の明確さをさまたげてはゐないだらうか。この事は彼

の「過渡期」に對する理解の誤りであることも云へる。この誤謬は「自然法理論の批判」「一般國際法と過渡期の國際法との關係」の不明瞭さや、「國際條約」「戰爭法の基本問題」の章の二三の部分の吟味の不充分さの中に現はれてゐると思ふ。しかしながら此等の若干の不満足さにも拘らず彼の問題の吟味の結論は現代の國際法學に重大な問題を提起してゐることは疑ひない所である。

最後にこの著書に對する紹介乃至批判については私は「國際知識」(昭和五年十二月)の山本三吾氏「コロヴァインの國際法理論」しか見出すことが出来なかつた事、及びこの書卷頭のヘルバルト・クラウスの序文が從來の國際法立場からなされた批判の一つとして一讀の必要あるものであることを附記しておく。